

■泉大津フェニックス多目的緑地及び多目的広場管理事業者の公募に係る質疑に対する回答

番号	質問	回答
20	(公募要項 8 ページ「管理運営計画」) ネーミングライツを実施することは可能でしょうか。	本公募ではネーミングライツに関する提案は対象外です。
21	(公募要項 4 ページ「管理運営に関する制限等」) 管理敷地の境界線が記載された断面図を提供いただけますでしょうか。	断面図については、大阪港湾局泉州港湾・海岸部事業推進課にて閲覧することができます。閲覧にあたっては、事業推進課あて電話にてお申込みください。なお、現地と異なる場合は現地を優先します。
22	(公募要項 3、8 ページ「施設設置に関する条件等」) (7)ウ「建築基準法に規定される、建築物及び工作物の設置は認めません。」とあります。また、(2)応募書類における①施設設置計画の記載における注意点において、「洋式トイレ 1 基以上、多目的トイレ 1 基以上は常設とする」とあります。建築確認が必要なトイレは常設できないということでしょうか。	トイレの設置については、施設利用時は常に利用できるものとし、事業用地は掘削できないため、移動式トイレでも可としています。公募要項 3 ページ「(7) 施設設置に関する条件等」及び 8 ページ「(2) 応募書類」の「①施設設置計画の記載における注意点」に従い、申請者においてご提案下さい。また、実施にあたり建築確認等が必要となった場合は実施していただくとともに、関係機関との協議が必要です。 なお、質問内容を踏まえ公募要項を修正しましたので、ご確認ください。
23	(公募要項 3 ページ「施設設置に関する条件等」) 建築基準法に規定される 建築物及び工作物の設置は認めないとあるが、必要とされているトイレ等の設置はどのように考えておられるのか、御教示お願い致します。	トイレの設置については、施設利用時は常に利用できるものとし、事業用地は掘削できないため、移動式トイレでも可としています。 なお、質問内容を踏まえ公募要項を修正しましたので、ご確認ください。
24	泉大津フェニックス多目的緑地及び多目的広場の電源配線は未整備ということですが、配線計画はございますか。 また、付近のどこまで電源が配置されているか、ご教示お願い致します。加えて、図面 (CAD 図面) のご提供をお願いいたします。	現時点では電気配線計画はございません。 また、泉大津フェニックス多目的緑地及び多目的広場付近の電気配線につきましては、電気事業者にお問い合わせください。